

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日: 2月8日



投票時間: 午前7時~午後8時

6面もご覧ください

! 衆議院小選挙区の区域にご注意ください

4年11月28日に衆議院議員選挙の小選挙区の区割りに関する法律が公布され、6年の衆議院議員選挙から新しい区割りで選挙が行われています。杉並区は、東京都第8区・東京都第27区に分かれています。

各選挙区の対象地域

東京都第8区	東京都第27区の区域を除く杉並区の全域
東京都第27区	高円寺北1丁目、高円寺南1・5丁目、和田1・3丁目、方南1・2丁目、和泉1~4丁目、堀ノ内1~3丁目、松ノ木1~3丁目、大宮1丁目、大宮2丁目1~4・19~27番、梅里1・2丁目、永福1丁目1番

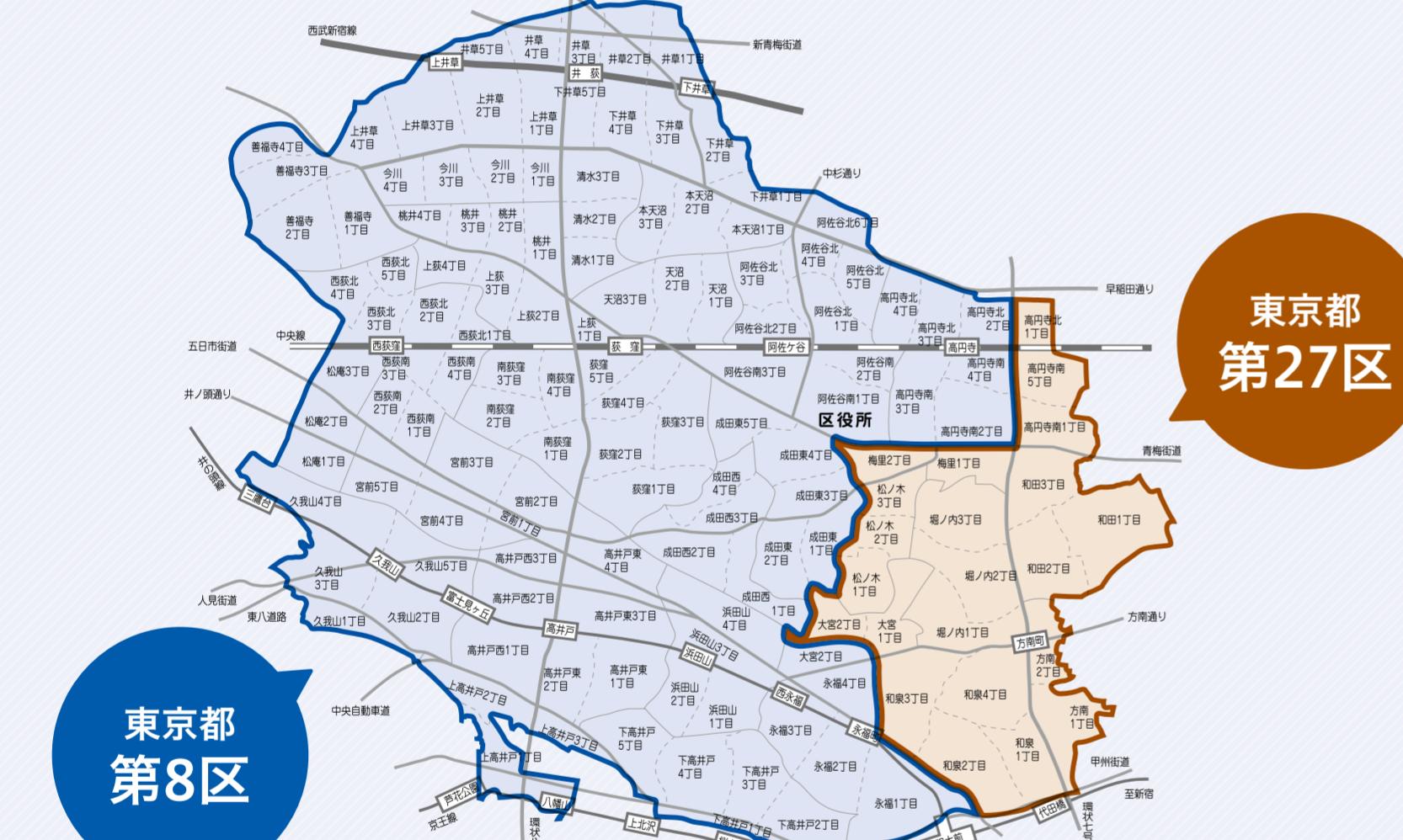
注意事項

■小選挙区の候補者が異なります

東京都第8区・東京都第27区では、それぞれ異なる候補者へ投票します。

■利用できる期日前投票所が異なります

東京都第8区・東京都第27区で、それぞれ異なる期日前投票所が指定されています。詳細は、5面をご覧ください。



東京都
第27区

投票用紙の書き方

衆議院議員選挙では、小選挙区と比例代表の2つの投票区分があります。また、最高裁判所裁判官の国民審査も同時に実施するため、今回は3つの投票を行います。投票用紙の書き方は、以下のとおりです。

小選挙区

小選挙区では、各選挙区で立候補した候補者の中から1名を選びます。お住まいの地域によって、投票できる候補者が東京都第8区と東京都第27区で異なります。異なる選挙区の候補者を選ばないよう、自分が投票できる選挙区を事前に確認してください。

比例代表

比例代表では、政党などの中から1つ選び、投票用紙にその名称を記入します。各政党などが候補者名簿を作成し、政党などの得票数に応じて当選人数が割り当てられ、その名簿の順番に従い当選者を決定します。名簿に記載されている候補者氏名が書かれた投票は無効になりますのでご注意ください。

最高裁判所裁判官 国民審査

国民審査では、最高裁判所の裁判官として適切かどうかを判断します。辞めさせたい裁判官の欄に×印を欄ごとに記入します。辞めさせたい裁判官がいなければ、無記入で投票してください。

投票日に予定のある方は期日前投票を

期間: 2月7日(土)まで 投票時間: 午前8時30分~午後8時

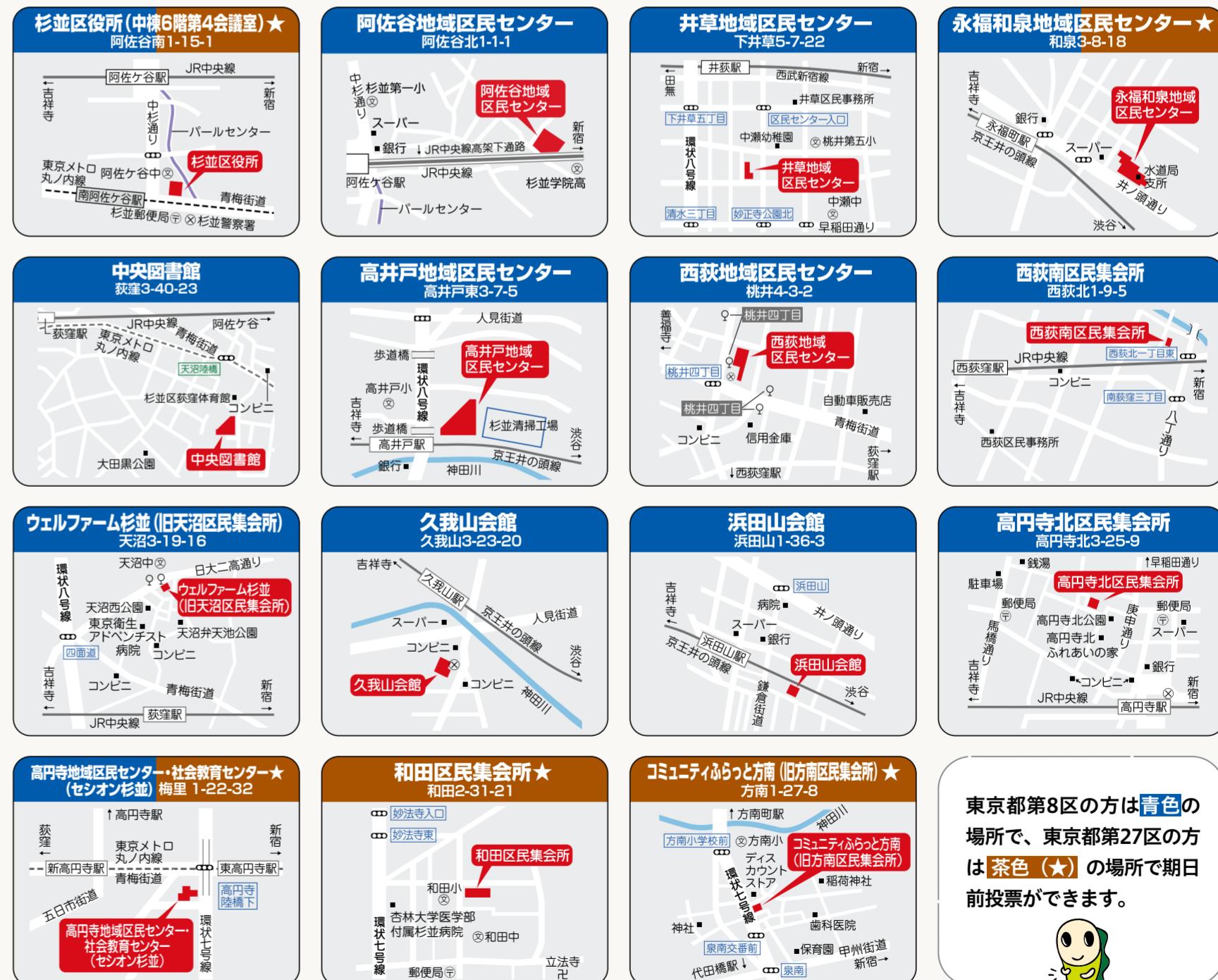
※衆議院解散から公示日までが短期間であるため、「選挙のお知らせ」の発送が遅れます。
最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日以降に投票ができます。1月中に期日前投票をした方は、再度投票所にお越しいただくことで国民審査の投票ができます。

期日前投票期間

期間	2月7日(土)まで
衆議院議員 小選挙区	指定の期日前投票所13カ所 (杉並区役所を含む)
東京都第8区	指定の期日前投票所5カ所 (杉並区役所を含む)

- お住まいの地域（東京都第8区・東京都第27区）によって利用できる期日前投票所が異なります。
- 期日前投票後に候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた票は無効票となります。その場合の再投票はできません。
- 投票用紙への記入が困難な方は、投票所係員に申し出てください。
- 投票日の前日・前日は混み合います。特に杉並区役所、永福和泉地区民センター、高井戸地区民センター、西荻地区民センター、浜田山会館は大変混み合いますので、早めの投票にご協力ください。
- 投票日当日は杉並区の指定された投票所に限り投票できます。

期日前投票所



東京都第8区の方は青色の
場所で、東京都第27区の方
は茶色(★)の場所で期日
前投票ができます。



● 杉並区で投票できる方

今回の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査で投票できるのは、次の条件を満たしている方です。

- ・平成20年2月9日までに生まれている
- ・令和7年10月26日までに杉並区へ転入の届け出をし、投票する日に選挙人名簿に登録されている

● 「選挙公報」「審査公報」を各戸配布します

2月2日(月)～6日(金)にお届けします。

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」や裁判官の経歴などを掲載した「審査公報」は、各世帯の郵便受けに直接お届けします。

届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。また、区HPに掲載するほか、当日投票所・期日前投票所・区施設・駅の広報スタンプ・郵便局などにも設置します。なお、「選挙公報」は選挙区ごとに作成し設置しているため、自身の選挙区を確認の上、ご覧ください。

● 「選挙のお知らせ」がなくても投票できます

衆議院解散から公示日までが短期間であるため、「選挙のお知らせ」の発送が遅れます。

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届いていない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

選挙区（東京都第8区・東京都第27区）をまたいで区内転居の届け出をした方は特にご注意ください。



● 投票・開票速報

投票速報：2月8日(日)午前8時～

開票速報：2月8日(日)午後9時30分～

区HPでご覧いただけます。

\選挙のめいすいくん /



▲区HP

期間：2月7日(土)まで

● 投票日当日や期日前投票期間に杉並区内にいない方は不在者投票をご利用ください

仕事・学業・用事などで投票日当日および期日前投票期間に杉並区以外に滞在する予定がある方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ区の選挙管理委員会への投票用紙の請求が必要です。投票用紙を請求した方には、不在者投票用紙などの一式を順次郵送します。必ず、事前に転出先・滞在先の選挙管理委員会に不在者投票場所をお問い合わせの上、不在者投票を行ってください。手続きの詳細は、区HPをご覧ください。

※郵送などにより手続きを行うため、時間がかかります。

● 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証をお持ちで、下表に該当し、自身で文字を書くことができる方は、自宅などで投票用紙を記載し、郵便などをを利用して投票することができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。早めにお問い合わせください。

なお、下表に該当する方のうち、身体障害者手帳で「上肢」または「視覚」が「1級」の方は、代理記載制度により投票することができます。

	該当する障害の部位	該当する障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
	免疫・肝臓	1～3級
介護保険被保険者証	要介護状態区分等「要介護5」	

※「該当する障害の程度」は「身体障害程度等級」とは異なります。

※郵便等投票による投票用紙の請求期限は投票日4日前（2月4日）の午後5時までです。

選挙（投票所）へ行くことが困難な方へ

・車を利用する場合には、期日前投票期間中に駐車場のある杉並区役所での投票をご検討ください。

・介護保険の訪問介護（外出介助）を利用している方は、投票にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。

・外出に関する相談・情報提供・必要な支援サービスの案内を希望する方は、杉並区外出支援相談センターもび～る☎ 5347-3154（月～金曜日午前9時30分～午後5時30分）にご相談ください（各種サービスの利用は有料）。

※選挙に関する問い合わせは、選挙管理委員会☎ 5307-0767

「在外選挙人証」をお持ちの方へ

杉並区発行の「在外選挙人証」をお持ちで一時帰国している方、または帰国転入後まだ在外選挙人名簿から抹消されていない方で、国内の選挙人名簿に登録されていない方は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票ができます。投票場所・期間・時間などは右表のとおりです。詳細は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日以降に投票ができます。1月中に期日前投票をした方は、再度投票所にお越しいただくことで国民審査の投票ができます。

（一時帰国者などが投票できる場所など）

	期 間	時 間	投票所
東京都 第8区	2月7日(土)まで	午前8時30分～午後8時	杉並区役所（中棟6階第4会議室）
	2月8日(日)	午前7時～午後8時	荻窪体育館（荻窪3-47-2）
東京都 第27区	2月7日(土)まで	午前8時30分～午後8時	杉並区役所（中棟6階第4会議室）
	2月8日(日)	午前7時～午後8時	社会教育センター（梅里1-22-32）

凡例

□日時 □場所 内内容 師講師 対対象 定定員 参加費(記載のないものは無料) 申込み(記載のないものは直接会場へ)
問問い合わせ 他その他 ☐Eメールアドレス [HP](#)ホームページ [長寿](#)長寿応援対象事業